

「産業構造審議会知的財産政策部会」の新たな動きパートⅡ

副会長 石田 喜樹

本年度新たに2つの会議がスタートしたことについては既にご報告したと思いますが、今回はそれらの会議における検討内容についてご報告します。1つは「産業構造審議会知的財産政策部会特許小委員会・実用新案制度ワーキンググループ」であり、もう1つは「産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会」であります。

1. 「産業構造審議会知的財産政策部会特許小委員会・実用新案制度ワーキンググループ」

(委員；石田／オブザーバー；権沢特許委員会副委員長)

「実用新案制度 WG」では、より魅力的な実用新案制度へ改正するために、①権利を付与すべき対象の拡大／②権利の存続期間の延長／③出願変更，補正の緩和を含む特許制度との調和／④訂正の許容範囲の緩和，等を検討課題とし、存廃論をも含めた検討がなされました。数回にわたる審議の結果，去る12月2日の最終会議において報告書の原案が作成され，意見募集（パブリックコメント）がなされました。主な改正点は次の通りです。

①実用新案制度は存続する。権利付与対象は拡大せず現行通り。

②存続期間は出願から10年に延長する。

③実用新案登録に基づく特許出願（出願変更）を認める。

<条件> (1) 基礎とした実用新案権を特許出願と同時に放棄。

(2) 出願変更の期間は実用新案登録出願から3年以内。

(3) 出願変更後はその実用新案権に対する評価請求不可。

(4) 評価請求後の出願変更不可。(但し他人による評価請求があった場合は一定期間経過後まで可)

(5) 無効審判請求があった場合は一定期間経過後まで可。

④訂正の許容範囲を特許制度と同様に，請求範囲の減縮，誤記の訂正，不明瞭な記載の釈明まで可とし，その回数については全期間を通じて1回のみとする。

以上が制度改正の概要ですが，他に運用面の改正として，評価請求を行う際に請求人が意見を表明することができるか，評価書において特許審査の拒絶理由通知と同様に新規性・進歩性についての判断（審査官のロジック）を記載するようにするか，等の改正が盛り込まれています。総括すると，権利付与対象の拡大については，拡大することによる弊害が殊更に強調され実現されませんでした，制度自体は存続されることになり安堵しています。又使い勝手のよい制度への改正という観点からは，訂正の回数が全期間を通じて1回のみという制限に若干の不満は残りますが，全体としては改善されたと思っています。ただ特許出願からのシフトという点からすれば，出

願変更できる期間をもっと大胆に長くしてもよかったのでは……と思わないわけでは
ありませんが、特許出願における3年の審査請求期間とのバランスからして制度的に
はちょっと無理な要望かと思えます。

因に、我日本弁理士会は、昨年度の特許委員会において「実用新案制度のあり方につ
いて」検討がなされ、

- (1) 実用新案制度は未だその使命を終えておらず、存続させるべきである。
- (2) 保護対象の拡大、保護期間の延長、登録後の明細書又は図面の訂正制限及び特許
出願への移行条件の緩和等、利用し易い制度に改正すべきである。

との答申が平成15年1月16日付けでなされています。更に、知的財産戦略本部が纏め
た「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の中では、実用新案制度を見
直すとして、「保護対象の制限（物品の形状、構造、組合せ）の撤廃、保護期間（6年）
の延長、特許と実用新案間の変更等、実用新案制度の在り方について検討を行い、2003
年度末までに結論を得る。」と記載されています。

権利付与対象の拡大については、更なる検討を続け、制限の撤廃が望まれるところ
であります。

2. 「商標制度小委員会」（委員・古関商標委員会委員長）

「商標制度小委員会」では、ブランド戦略を効果的に進める商標制度のあり方につ
いて検討が進められ、既に、

①識別性の有無を明確にした商標の定義／②「コンセント制度」の導入を含めた類
似・混同範囲のあり方／③防護標章のあり方／④「小売業」のサービスマーク登録を
含む商標区分の見直し／⑤団体商標制度の改善、証明標章制度の導入／⑥音声による
使用を含む「使用」の定義の見直し、等について検討がなされました。商標法の改正
は、実用新案法の改正の1年後である平成17年に予定されているため、今のところは
意見を出し合うという段階で、意見の集約は図られていません。ただ今後クローズアッ
プされることが予想される問題点の1つとして、「コンセント制度の導入」と「異議待
ち審査」があげられます。「コンセント制度」とは、先行の商標権者の合意があれば、
類似する範囲であっても、後願の商標を登録できる制度であり、「異議待ち審査」とは、
識別力や公序良俗等の絶対的拒絶理由のみ審査をし、類似や混同等の相対的拒絶理由
については異議申立てを待って審査しようとする制度です。これらのことは我々弁理
士にとって極めて重要な問題であり、日本弁理士会としても早急に検討すべき課題で
もあります。今後の当小委員会の進捗状況をチェックしつつ国会としての意見を取り
纏め発表していきたいと思えます。